

かほく市史編さん調査概報

新発見！市内のお宝 No. 4

二ツ屋村御印

かほく市の宇気の個人宅の文書類の中から、「二ツ屋村御印」が改めて確認されました。

村御印とは、江戸時代に加賀藩から村々に交付された年貢額を定めた令状で、藩主の印が押された加賀藩独特の文書です。幕府や諸大名は、毎年村々に年貢の細目を指示したのですが、加賀藩では村御印の一通を幕末まで通用させました。村では肝煎たちが、村御印の年貢額を個々の百姓に分配して納入したのです。

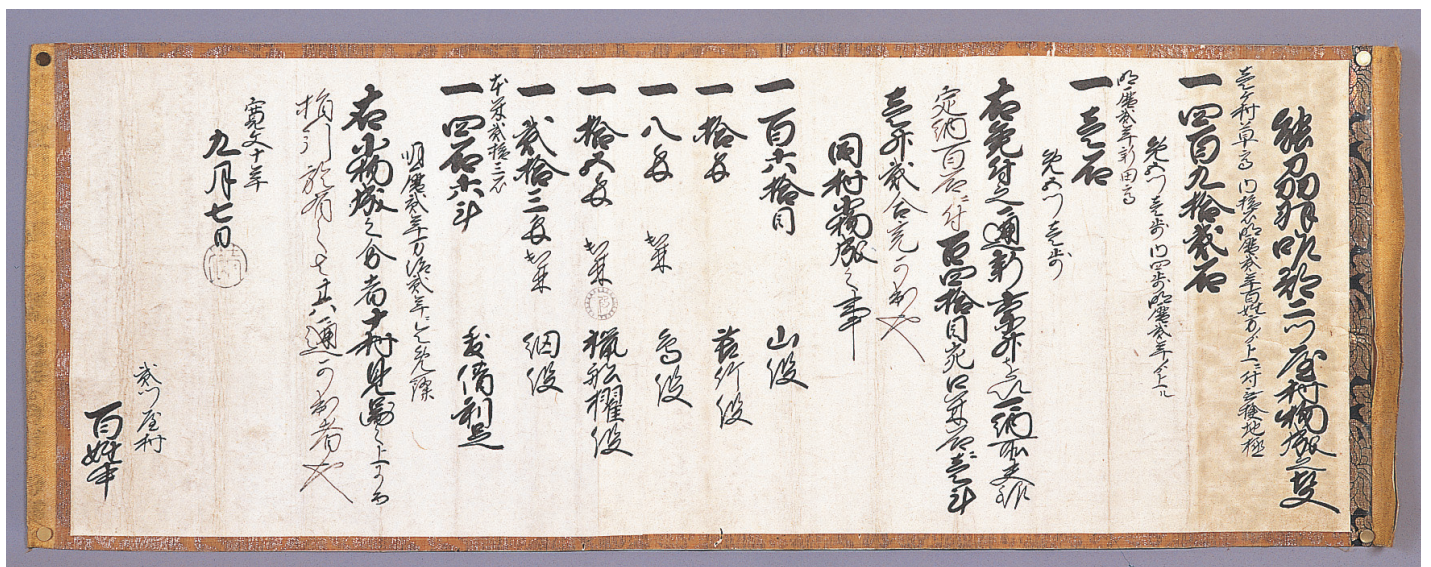
市内では、中沼、瀬戸町、野寺、八野、元女、木津、遠塚、秋浜、外日角、谷、上田名、余地、内日角、宇気の村御印が残っています（原本が失われた村々も加賀藩の台帳で内容は分かれます）。

村御印は、年貢の種類や課税率が書かれているので、これによって、そ

の村の生産力と主要な生業を知ることができます。そのため、これまでに確認された市内の村御印は、全て市指定文化財として指定し、後世へ伝える地域の宝として保護されています。

確認された「二ツ屋村御印」をみると、本年貢は村高492石、新田高1石の計493石に、税率51%で251石余りが基準になります。田畑以外の生産活動に対する税は銀で納め、山役160匁、苦竹役10匁、鳥役8匁、猟船權役15匁、網役23匁と記されています。山で薪や材木、竹細工の材を採り、山鳥や浜で魚（鰯など）を捕っていたことが知られます。

このように、江戸時代の二ツ屋の様子が分かる大変貴重な史料なのです。



二ツ屋村御印（未指定）

今回、かほく市史編さん事業の調査にて、改めて実物が良好な状況で保管されていたことが確認され、高画質で記録撮影。市史編さんの先生方や専門家も後世に残すべき史料として改めて高く評価している。